

1, 標準契約書モデルについては、様々なケースをすべて想定して書き切るのは無理があるので、実務で何らかの参考になるという程度のものを提示することを目指すべきであると思われます。そのような観点からは、今の作業を進めていただくことで大筋良いと考えています。

2, 事務局から、債務負担行為について、照会を受けましたが、事務局の案で大筋問題ないと考えます。

一般に、契約に先立って、債務負担行為を議会で議決してもらう必要があるのですが、PFIの本質をふまえると、その額を厳格に決め切るとは、地方公共団体にとって困難な実務を強いることとなります。そもそも、債務負担行為の規定は、議会との関係で存する定めですから、PFI契約の趣旨に合う形で、将来における価格の調整や小規模な変更等に備えるなど、一定の幅をみて額を設定することは、議会へきちんと説明することで可能と考えられます。

この点は必ずしも明確になっていないので、むしろ、PFI推進委員会でこのような趣旨を明示することによって、地方公共団体の実務を助ける意味はあると考えます。

3, 任意解除のところについて、やや補足いたします。

解除は、相手方(PFI 民間事業者)の事由により(業務不十分、債務不履行など)解除する場合か、そうでなく公共団体側の事情による解除かのどちらかに分けられますが、後者を任意解除と呼んでいると思われます。

公共団体の場合には、国民・住民の利益、公益のため、PFI事業についても、途中で見直したり、中止することも想定され、それは、契約の相手方である民間事業者に損失補償をすれば可能であると考えられています。このことを任意解除権と称することは可能ですが、もう少し説明が必要と思われます。

その場合の損失補償の額は、原案にある通り、契約の相手方にとってリスク負担を明確にするために、ある程度はつきりさせておいたほうがよいと思います。通常、契約期間前に解除されたことによる設備投資の回収不能分、当面の損害分などが含まれますが、契約期間中の得べかりし利益までは入らないと考えられています。ただ、どの程度短い期間で解除されたのか、あるいは、契約満了期間に近い時期の解除かにもよると考えられます。

したがって、様々な要素があって、書き切れるものではないので、例として掲げておくという程度の書き方がよいと思われます。

解除について、若干気になった点を挙げます。

- 不可抗力による解除の場合は、任意解除ではなく、別のカテゴリーになると思いますので、任意解除の理由によって、損失補償の額に差を設けるという書き方は、法理論上は多少問題があると思います。
- 任意解除といっても、行政法的観点が入ってきますので、仮に何らの公益上の理由もなく、恣意的に解除権を行使した場合には、違法性の問題になります。したがって、解除事由を限定しておくというのは、行政の自己規制としての意味はあるかもしれませんが、いわば当然のことを言っていると理解していただいたほうがよいと思います。表現上は、このままでもかまいませんが。

以上